

議案第 18 号

多可町診療所及び国民健康保険八千代診療所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

多可町診療所及び国民健康保険八千代診療所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

令和 6 年 3 月 1 日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町診療所及び国民健康保険八千代診療所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町診療所及び国民健康保険八千代診療所使用料及び手数料条例（平成17年多可町条例第142号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

手数料

種別		金額
健康診断等に付随する検査料、レントゲン診断料		実費
死亡診断書		1人1通 3,300円
健康診断書		1人1通 3,300円
死体検案書（死体検案料含む。）		1体1回 4,400円
診断書	複雑なもの （生命保険・保険・年金・手帳関係）	1人1通 3,300円
	簡易なもの	1人1通 2,200円
自動車事故診察費明細証明、災害補償に関する証明その他これに類するもの		1人1通 4,400円
所得税に係る医療費控除の証明その他これに類するもの		1人1通 2,200円
通院期間の証明その他これに類するもの		1人1通 2,200円
前各号によることができないもの		実費

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

多可町診療所及び国民健康保険八千代診療所使用料及び手数料条例の新旧対照表

現 行		改 正	
別表（第2条関係） 手数料		別表（第2条関係） 手数料	
種別	金額	種別	金額
健康診断等に付随する検査料、レントゲン診断料	実費	健康診断等に付随する検査料、レントゲン診断料	実費
死亡診断書	1人1通 3,300円	死亡診断書	1人1通 3,300円
	<u>1通を増すごとに1,100円を加算した額</u>		
健康診断書	1人1通 2,200円	健康診断書	<u>1人1通 3,300円</u>
	<u>1通を増すごとに1,100円を加算した額</u>		
死体検案書（死体検案料含む。）	1体1回 4,400円	死体検案書（死体検案料含む。）	1体1回 4,400円
診断書	複雑なもの （生命保険・保険・年金・手帳関係）	診断書	複雑なもの （生命保険・保険・年金・手帳関係）
	1人1通 3,300円		1人1通 3,300円
	<u>1通を増すごとに1,650円を加算した額</u>		
	簡易なもの		簡易なもの
	1人1通 1,100円		<u>1人1通 2,200円</u>
	<u>1通を増すごとに330円を加算した額</u>		
自動車事故診察費明細証明、災害補償に関する証明その他これに類するもの	1人1通 4,400円	自動車事故診察費明細証明、災害補償に関する証明その他これに類するもの	1人1通 4,400円
	<u>1通を増すごとに2,200円を加算した額</u>		

現 行		改 正	
所得税に係る医療費控除の証明その他これに類するもの	<u>1人1通 1,100円</u>	所得税に係る医療費控除の証明その他これに類するもの	<u>1人1通 2,200円</u>
	<u>1通を増すごとに550円を加算した額</u>		
通院期間の証明その他これに類するもの	<u>1人1通 550円</u>	通院期間の証明その他これに類するもの	<u>1人1通 2,200円</u>
	<u>1通を増すごとに270円を加算した額</u>		
前各号によることができないもの	実費	前各号によることができないもの	実費